

平成25年12月20日

第8回中央選挙管理会において決定された事項

- 1 平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時が次のとおり定められ、告示することとされました。

場所

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
中央合同庁舎第2号館10階 共用10階会議室

日時

平成25年12月25日（水） 午後4時から

- 2 中央選挙管理会委員長が専決処分することができる事件が次のとおり定められました。

- (1) 平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充による当選の告知及び当選人の告示の件
- (2) 平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充による当選証書の付与の件

- 3 平成26年4月1日以降に使用する参議院比例代表選出議員の選挙に係る公職の候補者等及び後援団体に交付する政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票の有効期限が平成29年3月31日までと定められました。

担当 自治行政局選挙部管理課
佐々木、瀧内（内線23169）
代表 03-5253-5111
直通 03-5253-5573
FAX 03-5253-5575